

様式第2

年 月 日

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

補助事業者の名称
及び代表者の氏名

令和5年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
交付決定通知書

令和5年 月 日付けをもって申請のありました令和5年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)間接補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。

2. 外国特許庁への出願の基となる出願番号:

3. 外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の交付決定金額は、次のとおりとします。

外国出願経費	円
助成対象経費	円
交付決定金額	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の交付決定金額については、別に通知するところによるものとします。

4. 間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と交付決定金額とのいずれか低い額とします。

5. 間接補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)交付要綱(20220302特第1号)及び実施要領の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則

(3) 相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 助成対象経費に返還可能性のある費用を含めた場合、将来当該費用が返還された場合には、当該費用の返還額の2分の1を補助事業者に戻さなければなりません。
8. 間接補助事業者から補助事業者への必要書類の提出については、外国特許庁への手続業務を国内弁理士等に依頼する場合には、交付申請書別添1の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならないが、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合等においては、交付申請書別添1の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。
9. 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後の状況調査に対し協力しなければなりません。
10. 実施要領第9条から第16条、第18条、第19条、第21条及び第22条に掲げる条件を遵守しなければなりません。
11. 間接補助事業者は、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願件数、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額及び確定金額について公表されることをご了承ください。

責任者：(組織名) (役職) ○○

担当者：○○、○○

電話：○○-○○○○-○○○○ (内線○○○○)

一般社団法人発明推進協会
会長 岩井 良行 殿

提出日

単独申請

間接補助事業者

住所	
名称	
代表者の職・氏名	

令和5年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
計画変更(等)承認申請書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

※行は追加・削除しないでください(行の高さは変更可能です)

1. 国内出願又はPCT国際出願の番号(外国特許庁への出願の基となる出願の番号)

出願番号	
管理番号	

2. 変更の内容

--

3. 変更を必要とする理由

--

4. 変更が間接補助事業に及ぼす影響

--

5. 変更後の間接補助金交付申請額

¥0

内訳(変更前)

申請国	外国庁手数料	現地代理人	国内代理人	消費税	翻訳	消費税	国別計/合計
①外国出願経費合計[税込]	¥0	¥0	¥0		¥0		¥0
②(経費合計-消費税)[税抜]	¥0	¥0	¥0		¥0		¥0
助成対象経費	¥0	¥0	¥0		¥0		¥0

助成対象経費の1/2	¥0
------------	----

権利の持ち分		補助上限額	¥1,500,000
費用負担割合		持ち分等に応じた上限額	¥0

間接補助金交付申請額	¥0
------------	----

内訳（変更後）

申請国	外国庁手数料	現地代理人	国内代理人	消費税	翻訳	消費税	国別計/合計
①外国出願経費合計[税込]	¥0	¥0	¥0	/	¥0	/	¥0
②(経費合計-消費税)[税抜]	¥0	¥0	¥0	/	¥0	/	¥0
助成対象経費	¥0	¥0	¥0	/	¥0	/	¥0

助成対象経費の1/2	¥0
------------	----

権利の持ち分		補助上限額	¥1,500,000
費用負担割合		持ち分等に応じた上限額	¥0

間接補助金交付申請額	¥0
------------	----

（注1） 間接補助金交付申請額又はその内訳を変更する場合は、対応する「外国出願経費が確認できる見積書等の写し」を添付すること。ただし、交付申請時に提出した見積書の内訳項目の一部を単に削除する（0円にする）場合、添付は不要。

（注2） 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

一般社団法人発明推進協会
会長 岩井 良行 殿

提出日

単独申請

間接補助事業者

住所	
名称	
代表者の職・氏名	

令和5年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
事故報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

※行は追加・削除しないでください(行の高さは変更可能です)

1. 国内出願又はPCT国際出願の番号(外国特許庁への出願の基となる出願の番号)

出願番号	
管理番号	

2. 事故の原因及び内容

--

3. 事故に係る金額

--

4. 事故に対して採った措置

--

5. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

--

一般社団法人発明推進協会
会長 岩井 良行 殿

提出日

単独申請

間接補助事業者

住所	
名称	
代表者の職・氏名	

令和5年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
状況報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

※行は追加・削除しないでください(行の高さは変更可能です)

1. 国内出願又はPCT国際出願の番号(外国特許庁への出願の基となる出願の番号)

出願番号	
管理番号	

2. 間接補助事業の遂行状況

--

3. 助成対象経費の区分別収支概要

--

一般社団法人発明推進協会
 会長 岩井 良行 殿

提出日	
単独申請	

間接補助事業者

住所	
名称	
代表者の職・氏名	

令和 5 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
 (日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
 実績報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金 (日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 実施要領第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

※行は追加・削除しないでください (行の高さは変更可能です)

1. 国内出願又は PCT 国際出願の番号 (外国特許庁への出願の基となる出願の番号)

出願番号	
管理番号	

2. 実施した間接補助事業 (外国特許出願)

2-1. 間接補助事業の種別 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①<出願手続>に係る間接補助事業
<input type="checkbox"/>	②<審査請求>に係る間接補助事業
<input type="checkbox"/>	③<中間応答>に係る間接補助事業

2-2. 共同出願又は費用分担 ①有りの場合、記入必須

<input type="checkbox"/> ①有り	→	申請者	中小企業	共同出願人又は費用負担者	権利の持ち分	費用負担割合
<input type="checkbox"/> ②無し		○	/			

2-3. 出願番号等

申請国	出願番号	移行日 (出願日)	審査請求日	最新の中間応答日

2-4. 出願の内容等

発明の名称	
出願の内容 (※基の出願から形式的又は実体的な内容変更があった場合、外国特許庁に提出した特許請求の範囲を添付してください。)	

3. 間接補助事業の収支決算

3-1. 収入

自己資金	間接補助金充当額	合計
¥0	¥0	¥0

3-2. 支出（実績）

申請国	外国庁手数料	現地代理人	国内代理人	消費税	翻訳	消費税	国別計／合計
①外国出願経費合計[税込]	¥0	¥0	¥0	/	¥0	/	¥0
②(経費合計－消費税)[税抜]	¥0	¥0	¥0	/	¥0	/	¥0
助成対象経費	¥0	¥0	¥0	/	¥0	/	¥0

助成対象経費の1/2	¥0
------------	----

権利の持ち分	100%	補助上限額	¥1,500,000
費用負担割合	100%	持ち分等に応じた上限額	¥1,500,000

間接補助金交付申請額	¥0
------------	----

3-3. 支出相手方等

		支出相手方（弁理士等名）	支出年月日
国内			
現地			

4. 補助金の振込先

金融機関名		支店名		口座番号	
口座名義		口座名義フリガナ			

5. （設立前の場合）スタートアップ設立に関する進捗状況

--

6. 申請国における事業展開等の進捗状況

--

7. GビズID取得の有無

取得の有無(いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	有り
<input type="checkbox"/>	無し

※採択された事業者には、GビズIDの取得へのご協力をお願いさせていただいております。

(注1) 外国特許庁へ手続を行ったことを確認できる外国特許庁からの書類と、外国特許庁への手続に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類(選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須)を添付すること。

(注2) 持ち分又は費用負担割合に変更があった場合、契約書等の写しを添付すること(提出済みの場合は不要)。

一般社団法人発明推進協会
会長 岩井 良行 殿

提出日

単独申請

間接補助事業者

住所	
名称	
代表者の職・氏名	

令和5年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
精算(概算)払請求書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

※行は追加・削除しないでください(行の高さは変更可能です)

1. 国内出願又はPCT国際出願の番号(外国特許庁への出願の基となる出願の番号)

出願番号	
管理番号	

2. 精算(概算)払請求金額

¥0

3. 補助金の振込先

金融機関名		支店名		口座番号	
口座名義		口座名義フリガナ			

※以下、概算払の請求をするときに限る。別紙「概算払請求内訳書」も添付すること。

4. 概算払いを必要とする理由

一般社団法人発明推進協会
会長 岩井 良行 殿

提出日

単独申請

間接補助事業者

住所	
名称	
代表者の職・氏名	

令和 5 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

※行は追加・削除しないでください（行の高さは変更可能です）

1. 国内出願又は P C T 国際出願の番号（外国特許庁への出願の基となる出願の番号）

出願番号	
管理番号	

2. 間接補助金額（実施要領第 1 6 条第 1 項による額の確定額）

3. 間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

5. 間接補助金返還相当額（4. - 3.）

¥0

（注）返還が生じる場合は、別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第9：日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業
査定状況等報告書（実施要領第21条第1項）

提出日

間接補助事業者

名称

※複数案件まとめて報告する場合、下記記入欄(点線で挟まれた行)をコピーし、案件の数だけ行挿入してください。

1. 国内出願又はPCT国際出願の番号（外国特許庁への出願の基となる出願の番号）

出願番号	
管理番号	

2. 外国特許庁への出願の状況

申請国	出願番号	移行日（出願日）	審査請求日	最新の中間応答日	査定状況	特許番号又は最新の拒絶理由の内容

3. （設立前の場合）スタートアップ設立に関する進捗状況

--

4. 申請国における事業展開等の進捗状況

--
